

函館市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年8月30日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第42号

函館市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

函館市身体障害者福祉法施行細則（平成8年函館市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式の5の2を次のように改める。

別記第3号様式の5の2（第2条の5の2関係）

身体障害者手帳交付申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所
氏 名
申請者 本人との続柄
電 話 局 番

次のとおり身体障害者手帳の交付を受けたいので、身体障害者福祉法第15条第1項の規定により申請します。

身体障害者本人	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居 住 地			
個人番号				
保護者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居 住 地			

添付書類

- 1 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診断書
- 2 身体障害者福祉法第15条第3項に規定する意見書
- 3 身体障害者の写真

注 身体障害のある15歳未満の児童については、身体障害者手帳の交付は、保護者が代わって申請してください。この場合は、保護者欄に必要事項を記入してください。

附 則

- 1 この規則は，公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第 3 号様式の 5 の 2 の規定に基づき提出されている申請書は，改正後の別記第 3 号様式の 5 の 2 の規定に基づき提出された申請書とみなす。